

# 地域森林計画（変更計画）書（案）

## （富士川中流森林計画区）

自 平成22年 4月 1日  
計画期間

至 平成32年 3月31日

（変更年月 平成24年12月）

山 梨 県



## 変更理由

### 1 要整備森林の指定

南巨摩郡南部町地内の民有林が特定保安林に指定されたため、森林法第39条の4第1項に基づき、要整備森林の所在、要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期、その他必要な事項について定めるものである。

### 2 林道等の開設路線の追加

人工林の適切な整備・管理と間伐材の利活用及び公益的機能の高度発揮を図るため、市川三郷町ほかにおいて林道等の開設路線を追加するものである。



# 目 次

(○印 変更のある計画事項又は計画項目)

## I 計画の大綱

### 1 自然的、社会的経済的背景と森林計画区の現況

(1) 自然的背景	1
(2) 社会的経済的背景	1
(3) 計画区内森林の現況	1

### 2 計画樹立に当たっての基本的な考え方

(1) 計画区の課題	1
(2) 計画の基本的事項	1

## II 計画事項

### 1 計画の対象とする森林の区域

(1) 地域森林計画の対象とする市町村別の森林面積	3
(2) 地域森林計画の対象に含めない森林	3

### 2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の有する機能別の森林の所在及び面積	4
(2) 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	4
(3) その他必要な事項	7

### 3 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項

(1) 森林の立木竹の伐採に関する基本的事項	8
(2) 伐採立木材積	9
(3) その他森林の立木竹の伐採に関する必要な事項	9

### 4 造林面積その他造林に関する事項

(1) 造林に関する基本的事項	11
(2) 人工造林及び天然更新別の造林面積	12
(3) その他造林に関する必要な事項	12

<b>5</b>	<b>間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項</b>	
(1)	間伐及び保育に関する基本的事項	13
(2)	間伐立木材積	13
(3)	その他間伐及び保育に関する必要な事項	13
<b>6</b>	<b>公益的機能別施業森林等の整備に関する事項</b>	
(1)	公益的機能別施業森林の区域の基準	14
(2)	公益的機能別施業森林の区域における施業の方法に関する指針	16
(3)	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針(新規追加)	17
<b>7</b>	<b>林道の開設その他林産物の搬出に関する事項</b>	
(1)	林道の整備に関する基本的な考え方	18
○ (2)	開設または拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量等	18
(3)	更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法	24
(4)	その他必要な事項	24
<b>8</b>	<b>森林施業の合理化に関する事項</b>	
(1)	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	25
(2)	林業に従事する者の養成及び確保	25
(3)	林業機械の導入の促進	25
(4)	作業路等の整備	25
(5)	林産物の利用の促進のための施設の整備	25
(6)	特用林産物の生産の振興	26
(7)	その他必要な事項	26
<b>9</b>	<b>森林の土地の保全に関する事項</b>	
(1)	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	27
(2)	森林の土地の保全のための林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	27
(3)	土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	27
(4)	その他必要な事項	27

## 10 保安施設に関する事項

- |     |  |           |
|-----|--|-----------|
| (1) | <u>保安林として管理すべき森林の種類別面積等</u>            | <u>27</u> |
| (2) | <u>保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等</u> | <u>27</u> |
| (3) | <u>実施すべき治山事業の数量</u>                    | <u>27</u> |
| (4) | <u>その他必要な事項</u>                        | <u>27</u> |

## 11 特定保安林の整備に関する事項

- |   |     |  |           |
|---|-----|--|-----------|
| ○ | (1) | <u>要整備森林の所在及び面積</u>                        | <u>27</u> |
| ○ | (2) | <u>要整備森林について実施すべき造林、保育、伐採その他の施業の方法及び時期</u> | <u>27</u> |
| ○ | (3) | <u>その他必要な事項</u>                            | <u>27</u> |

## 12 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

- |     |                           |           |
|-----|---------------------------|-----------|
| (1) | <u>保健機能森林の区域の基準</u>       | <u>28</u> |
| (2) | <u>その他保健機能森林の整備に関する事項</u> | <u>28</u> |

## 13 その他必要な事項

- |     |                                    |           |
|-----|------------------------------------|-----------|
| (1) | <u>法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法</u> | <u>28</u> |
| (2) | <u>森林の保護及び管理</u>                   | <u>31</u> |
| (3) | <u>その他必要な事項</u>                    | <u>32</u> |

本文中、前計画書とは平成22年4月1日施行の地域森林計画書、平成22年12月変更及び平成23年12月変更の地域森林計画書である。

また、変更のない計画事項及び項目は、計画事項又は項目名のみを記載することとし、計画事項及び項目名に一部変更がある場合は、本計画に読み替えるものとする。

## I 計画の大綱

### 1 自然的、社会的経済的背景と森林計画区の現況

#### (1) 自然的背景

前計画書のとおり。

#### (2) 社会的経済的背景

前計画書のとおり。

#### (3) 計画区内森林の現況

前計画書のとおり。

### 2 計画樹立に当たっての基本的な考え方

#### (1) 計画区の課題

前計画書のとおり。

#### (2) 計画の基本的事項

前計画書のとおり。

## II 計画事項

### 1 計画の対象とする森林の区域

#### (1) 地域森林計画の対象とする市町村別の森林面積

前計画書のとおり。

#### (2) 地域森林計画の対象に含めない森林

前計画書のとおり。

### 2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

#### (1) 森林の有する機能別の森林の所在及び面積

前計画書のとおり。

#### (2) 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事



## 項

前計画書のとおり。

### (3) その他必要な事項

前計画書のとおり。

## 3 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項

### (1) 森林の立木竹の伐採に関する基本的事項

前計画書のとおり。

### (2) 伐採立木材積

前計画書のとおり。

### (3) その他森林の立木竹の伐採に関する必要な事項

前計画書のとおり。

## 4 造林面積その他造林に関する事項

### (1) 造林に関する基本的事項

前計画書のとおり。

### (2) 人工造林及び天然更新別の造林面積

前計画書のとおり。

### (3) その他造林に関する必要な事項

前計画書のとおり。

## 5 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項

### (1) 間伐及び保育に関する基本的事項

前計画書のとおり。

### (2) 間伐立木材積

前計画書のとおり。

### (3) その他間伐及び保育に関する必要な事項

前計画書のとおり。

## 6 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### (1) 公益的機能別施業森林の区域の基準

前計画書のとおり。

### (2) 公益的機能別施業森林の区域における施業の方法に関する指針

前計画書のとおり。

### (3) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針  
前計画書のとおり。

## 7 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項

### (1) 林道の整備に関する基本的な考え方

前計画書のとおり。

### (2) 開設又は拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量等

開設又は拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量等は、別表のとおり計画する。

別表〔7林道の開設その他林産物の搬出に関する事項（2）開設または拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量等〕

① 開設

単位 延長:km 面積:ha

開設／拡張	種類	区分	位置(市町村)	路線名	(延長及び箇所数)	(利用区域面積)	前半5カ年の計画箇所	対図番号	備考
開設	自動車道	林道	市川三郷町	大鳥居	3.9	476	○	1	
		"	"	桜峠	2.0	201		2	
		"	"	市川大門	4.9	240		28	
小計				3	10.8				
開設	自動車道	林道	富士川町(旧増穂町)	足馴峠	6.6	1,323	○	3	
		"	"	赤石高下支線	1.9	190		4	
		"	"	矢川平尾	1.0	13		5	
		"	"	仙洞田	1.8	68		6	
		"	"	メハジキ	1.0	48		7	
		林業専用道	"	赤石高下支線1号支線	5.7	127	○	8	
		"	"	赤石高下1号支線	2.5	86		9	
開設(改築)		林道	"	丸山	(3.0)	2,414			
小計				(1) 7	(3.0) 20.5				
開設	自動車道	林道	富士川町(旧鍛沢町)	足馴峠	4.9	1,323	○	10	
		"	"	立石五開	1.0	52		11	
		林業専用道	"	足馴峠1号支線	1.9	105	○	12	
		"	"	足馴峠2号支線	2.5	76	○	13	
		"	"	五開茂倉1号支線	4.5	246	○	29	
開設(改築)		林道	"	五開茂倉	(1.0)	2,408			
		"	"	五開	(4.0)	381			
		"	"	長知沢	(1.0)	50			
小計				(3) 5	(6.0) 14.8				
開設	自動車道	林道	早川町	足馴峠	0.5	1,323	○	14	
		"	"	別当代山	1.0	151		15	
開設(改築)		林道	"	五開茂倉	(2.1)	2,408			
		"	"	丸山	(2.0)	2,414			
		"	"	井川雨畑	(4.0)	8,612	○		
小計				(3) 2	(8.1) 1.5				
開設	自動車道	林道	身延町	三石山	1.5	3,812	○	16	
		"	"	八坂峠	2.0	625	○	17	
		"	"	遅沢江尻窪	0.9	55		18	
		"	"	大島峠	1.5	38	○	19	
		林業専用道	"	湯之奥猪之頭1号支線	2.4	200		30	
開設(改築)		林道	"	湯之奥猪之頭	(2.0)	1,434	○		
		"	"	豊岡梅ヶ島	(2.0)	2,527	○		
小計				(2) 5	(4.0) 8.3				
開設	自動車道	林道	南部町	思親山	1.2	27		20	
		"	"	黒金鉢	1.5	68		21	
		"	"	上古草里	2.0	100		22	
		"	"	樽峠	2.4	34		23	
		"	"	貫ヶ岳西	2.0	317	○	24	
		"	"	大焼御殿山	1.0	39		25	
		"	"	鯨野森山	1.5	43		28	
		林業専用道	"	貫ヶ岳西1号支線	2.5	74		26	
		"	"	上石合山1号支線	1.0	138		27	
小計				9	15.1				
開設合計				(9) 31	(21.1) 71.0				

② 改良

前計画書のとおり。

③ 舗装

前計画書のとおり。

**(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法**

前計画書のとおり。

**(4) その他必要な事項**

前計画書のとおり。

## **8 森林施業の合理化に関する事項**

**(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針**

前計画書のとおり。

**(2) 林業に従事する者の養成及び確保**

前計画書のとおり。

**(3) 林業機械の導入の促進**

前計画書のとおり。

**(4) 作業路等の整備**

前計画書のとおり。

**(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備**

前計画書のとおり。

**(6) 特用林産物の生産の振興**

前計画書のとおり。

**(7) その他必要な事項**

前計画書のとおり。

## **9 森林の土地の保全に関する事項**

**(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区**

前計画書のとおり。

**(2) 森林の土地の保全のための林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法**

前計画書のとおり。

**(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項**

前計画書のとおり。

(4) その他必要な事項

前計画書のとおり。

10 保安施設に関する事項

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

前計画書のとおり。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

前計画書のとおり。

(3) 実施すべき治山事業の数量

前計画書のとおり。

(4) その他必要な事項

前計画書のとおり。

11 特定保安林の整備に関する事項

(1) 要整備森林の所在及び面積

次表のとおり。

(2) 要整備森林について実施すべき造林、保育、伐採その他の施業の方法及び時期

次表のとおり。

(3) その他必要な事項

次表のとおり。

単位 面積:ha

特定保安林	市町村	要整備森林				実施すべき施業の方法及び時期				その他必要な事項	備考
		番号	所在		面積	保育					
			位置	林班小班		種類	面積	方法	時期		
1 (水)	南巨摩郡南部町	1	内船相の山 13436 ほか	58	5.02	本数調整伐	5.02	35% 間伐	H24.12		
2 (土)	南巨摩郡南部町	2	井出山伏沢 3332 ほか	82	1.12	本数調整伐	1.12	35% 間伐	H27.3		
合計					6.14		6.14				

## **1 2 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項**

### **(1) 保健機能森林の区域の基準**

前計画書のとおり。

### **(2) その他保健機能森林の整備に関する事項**

前計画書のとおり。

## **1 3 その他必要な事項**

### **(1) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法**

前計画書のとおり。

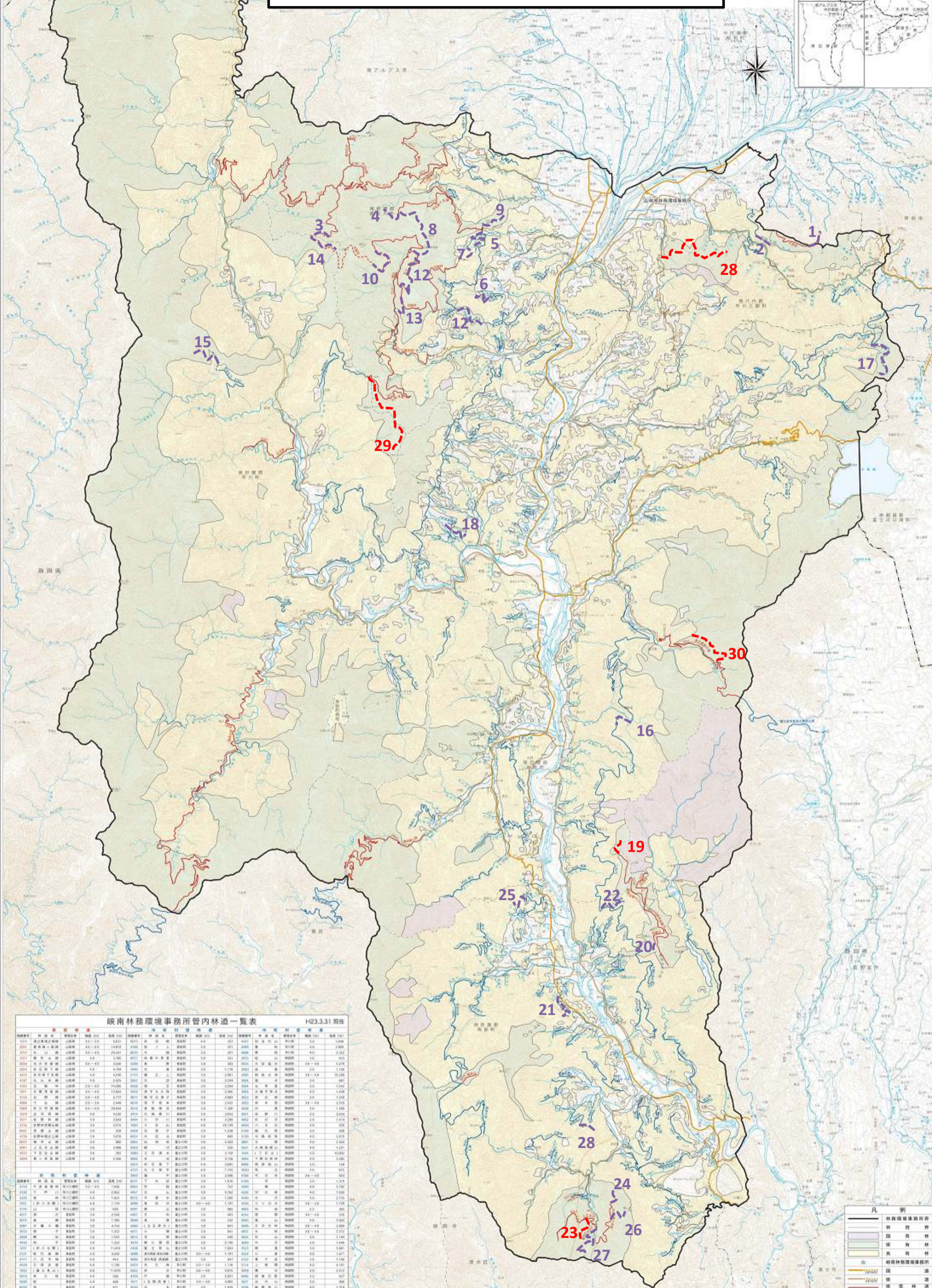
### **(2) 森林の保護及び管理**

前計画書のとおり。

### **(3) その他必要な事項**

前計画書のとおり。

# 林道・林業専用道 開設箇所位置図(峡南管内)



峡南林務環境事務所管内林道一覧表 H23.3.31現在

路線番号	林道名	延長(km)	幅員(m)	林道種別	開設時期	延長(km)	幅員(m)	林道種別	開設時期	延長(km)	幅員(m)	林道種別	開設時期
1001	清見川上流林道	1.0	3.0	林道	昭和48	4.9	3.0	林道	昭和48	1.0	3.0	林道	昭和48
2011	新井川上流林道	1.0	3.0	林道	昭和48	5.2	3.0	林道	昭和48	1.0	3.0	林道	昭和48
3011	新井川下流林道	1.0	3.0	林道	昭和48	5.2	3.0	林道	昭和48	1.0	3.0	林道	昭和48
4011	新井川中流林道	1.0	3.0	林道	昭和48	5.2	3.0	林道	昭和48	1.0	3.0	林道	昭和48
5011	新井川下流林道	1.0	3.0	林道	昭和48	5.2	3.0	林道	昭和48	1.0	3.0	林道	昭和48
6011	新井川最下流林道	1.0	3.0	林道	昭和48	5.2	3.0	林道	昭和48	1.0	3.0	林道	昭和48
7011	新井川最上流林道	1.0	3.0	林道	昭和48	5.2	3.0	林道	昭和48	1.0	3.0	林道	昭和48
8011	新井川最中流林道	1.0	3.0	林道	昭和48	5.2	3.0	林道	昭和48	1.0	3.0	林道	昭和48
9011	新井川最下流林道	1.0	3.0	林道	昭和48	5.2	3.0	林道	昭和48	1.0	3.0	林道	昭和48
10011	新井川最上流林道	1.0	3.0	林道	昭和48	5.2	3.0	林道	昭和48	1.0	3.0	林道	昭和48
11011	新井川最中流林道	1.0	3.0	林道	昭和48	5.2	3.0	林道	昭和48	1.0	3.0	林道	昭和48
12011	新井川最下流林道	1.0	3.0	林道	昭和48	5.2	3.0	林道	昭和48	1.0	3.0	林道	昭和48
13011	新井川最上流林道	1.0	3.0	林道	昭和48	5.2	3.0	林道	昭和48	1.0	3.0	林道	昭和48
14011	新井川最中流林道	1.0	3.0	林道	昭和48	5.2	3.0	林道	昭和48	1.0	3.0	林道	昭和48
15011	新井川最下流林道	1.0	3.0	林道	昭和48	5.2	3.0	林道	昭和48	1.0	3.0	林道	昭和48
16011	新井川最上流林道	1.0	3.0	林道	昭和48	5.2	3.0	林道	昭和48	1.0	3.0	林道	昭和48
17011	新井川最中流林道	1.0	3.0	林道	昭和48	5.2	3.0	林道	昭和48	1.0	3.0	林道	昭和48
18011	新井川最下流林道	1.0	3.0	林道	昭和48	5.2	3.0	林道	昭和48	1.0	3.0	林道	昭和48
19011	新井川最上流林道	1.0	3.0	林道	昭和48	5.2	3.0	林道	昭和48	1.0	3.0	林道	昭和48
20011	新井川最中流林道	1.0	3.0	林道	昭和48	5.2	3.0	林道	昭和48	1.0	3.0	林道	昭和48
21011	新井川最下流林道	1.0	3.0	林道	昭和48	5.2	3.0	林道	昭和48	1.0	3.0	林道	昭和48
22011	新井川最上流林道	1.0	3.0	林道	昭和48	5.2	3.0	林道	昭和48	1.0	3.0	林道	昭和48
23011	新井川最中流林道	1.0	3.0	林道	昭和48	5.2	3.0	林道	昭和48	1.0	3.0	林道	昭和48
24011	新井川最下流林道	1.0	3.0	林道	昭和48	5.2	3.0	林道	昭和48	1.0	3.0	林道	昭和48
25011	新井川最上流林道	1.0	3.0	林道	昭和48	5.2	3.0	林道	昭和48	1.0	3.0	林道	昭和48
26011	新井川最中流林道	1.0	3.0	林道	昭和48	5.2	3.0	林道	昭和48	1.0	3.0	林道	昭和48
27011	新井川最下流林道	1.0	3.0	林道	昭和48	5.2	3.0	林道	昭和48	1.0	3.0	林道	昭和48
28011	新井川最上流林道	1.0	3.0	林道	昭和48	5.2	3.0	林道	昭和48	1.0	3.0	林道	昭和48
29011	新井川最中流林道	1.0	3.0	林道	昭和48	5.2	3.0	林道	昭和48	1.0	3.0	林道	昭和48
30011	新井川最下流林道	1.0	3.0	林道	昭和48	5.2	3.0	林道	昭和48	1.0	3.0	林道	昭和48

凡例

- 林道環境事務所管
- 林道
- 国有林
- 公有林
- 私有林
- 林道環境事務所管外
- 河川
- 道路
- 市町村界